



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年10月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき（仮称）小杉町二丁目開発計画に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都中央区日本橋室町三丁目1番20号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役社長 松本 光弘 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 J X日鉱日石不動産株式会社 代表取締役社長 田畑 行弘
	指定開発行為の名称	（仮称）小杉町二丁目開発計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町二丁目地内
	指定開発行為の目的	商業施設及び住宅団地の新設
	指定開発行為の内容	開発区域面積 約20,230㎡ 建築面積 約11,340㎡ 延べ面積 約146,230㎡ 建物高さ 約180m（塔屋等を含む最高高さ約190m） 計画人口（計画戸数） 約3,840人（約1,280戸）
	指定開発行為の施行期間	平成25年5月（着工予定）～平成28年11月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期間：平成23年10月21日（金）～平成23年12月5日（月） 時間：午前8時30分から午後5時まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。） 上記期間中、本市ホームページにて標記方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</p>
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 <p>【意見書の提出】 提出期限：平成23年12月5日（月） （郵送の場合は、平成23年12月5日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。</p>
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156